

平成27年12月11日

指定管理者の指定について（練馬区立大泉ケアハウス）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立大泉ケアハウスの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

(2) 所在地

東京都練馬区光が丘六丁目4番1号

(3) 代表者

理事長 西村 奨

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成27年4月17日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、団体の特定および特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月15日 平成27年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、団体の特定および特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

7月1日 第2回指定管理者選定小委員会

（企画提案書作成要項の審議）

7月10日	企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）
7月24日	企画提案書受付（経営状況に関する部分）
7月27日	経営診断委託
8月7日	企画提案書受付（事業計画に関する部分）
8月28日	第3回指定管理者選定小委員会 （施設実地調査、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
11月10日	平成27年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、質の高いサービスの提供が期待できること、利用者の意見・要望を反映した施設運営が行われていること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が練馬区立大泉ケアハウスを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

「事業効率の状況」については、この3年間において改善・向上が図られており、今後も評価が上がると判断される。

「経営の安全性」については、分析指標、財務諸表の内容をみても、特に経営に支障を生じるようなリスクは見当たらなかった。

総合的に事業内容、経営指標の推移、財務諸表の推移を見た結果、今後も事業は堅調に推移すると考えられ、事業を阻害するようなリスクは現時点では生じておらず、概ね事業状況は良好である。

### (2) 団体運営の透明性・公正性

団体として個人情報保護規程および情報公開規程が整備されており、公正に運用されている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

法令等遵守管理規程、監査規程などを定め、全職員への周知を図るとともに適正に運用している。さらに個人情報内部監査などを通し、団体内での実地指導を行っている。雇用に関する法令を遵守するため、所長やリーダーが労務管理に関する研修に参加している。

また、理事会の構成が親族等に偏らず適正であり、理事会は定期的開催されている。

(4) 運営実績

平成18年4月から練馬区立大泉ケアハウスの指定管理者として管理運営を行っており、その間の利用者アンケートの結果は、良好な評価となっている。

また、特別養護老人ホーム4か所、デイサービスセンター12か所、高齢者センターおよび都市型ケアハウス各1か所を運営するほか、地域包括支援センター、敬老館の管理運営業務、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の運営など、高齢者福祉分野において十分な実績があり、今後も安定した運営を行う能力を有している。

(5) 効率的運営・効率化への取組

大泉特別養護老人ホームおよび大泉デイサービスセンターを運営する法人と同一法人が運営することにより、管理栄養士や事務職員を兼務し、運営の効率化・経費削減を図っている。

また、設備管理、警備、給食、清掃についても併設施設と連携した業務委託とし、事務の効率化・経費削減を図っている。

職員会議において収支報告書により執行率を分析し、適正な運営についての精査や経営分析を行い収支計画の適正化を図っている。

(6) 受託への熱意・意欲

入居者の自立と自己決定を尊重した支援をするため、介護予防への意識を高める取組や入居者の意向に沿った計画を立案し、個別サービスの提供につなげている。

また、保証人懇談会や三者面談を通じて、入居者の意向だけではなく、保証人の意見も伺うことでサービスの質の向上につなげている。

(7) 施設管理の安全性への配慮

衛生面も含めた安全点検を日々実施し、入居者の生活、施設運営に支障をきたさない取組を徹底している。

また、リスクマネジメント委員会の設置により、ヒヤリハット事故や苦情などの要因分析、防止策の検討を行っている。

#### (8) 施設管理運営体制

入居者懇談会、保証人懇談会、三者面談を実施し、入居者、保証人の意向を確認しサービスの質の向上を図っている。

また、お客様満足度調査の実施や第三者評価の定期的受審を通じ、外部からの聞き取りによる入居者の声を把握することに努めている。

施設の長寿命化への取組として、予防保全に努め、併設施設の代表で構成される管理運営会議の場で情報を共有し、計画的なメンテナンスと修繕に努めている。

#### (9) 利用者への対応（接遇を含む。）

意見箱の設置や直接の申出などから意見や要望を把握し、サービスの向上につなげている。

接遇研修を毎年実施するとともに、「接遇態度」、「身だしなみチェック」、「援助技術者としてのサービスマナーチェック」を法人で定め、実践している。平成27年度からは「施設で取り組む接遇改善活動」として接遇トレーニングシートを用いて接遇の向上に努めている。

#### (10) 職員の育成

法人が運営する介護人材育成・研修センターにて、専門職としての「スキルアップ研修」や「職員育成研修」を計画的に受講している。

また、外部の研修や併設施設と共同での研修を受講し、福祉ニーズを担える人材育成に努めている。

#### (11) 団体の理念・姿勢

「ありのままのあなたを大切にします」という団体の介護サービス理念を研修等を通して職員に徹底するとともに、毎朝のミーティング時に唱和を行い、全職員に対しその浸透を図っている。

また、入居者や地域の方々に対しては、ポスターの掲示、ホームページへの掲載、封筒、パンフレット、チラシ、職員名刺への印刷などで周知を図っている。

#### (12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

常勤職員のうち区民雇用は6人中5人であり、区民雇用率は非常に高い。

また、再委託および物品調達等については、区内事業者の活用に努めている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者である。

(14) 事業等の提案

運動機能・認知機能の低下を防ぐプログラムの実施や、要支援・要介護認定を受けている方も福祉サービスを利用しながら生活できるように、介護支援専門員やサービス事業者と情報交換しながら、支援をしている。

地域のボランティアを積極的に受け入れ、活動の場の提供や介護保険や介護予防の講座に地域の方も参加してもらうなど、地域とのつながりを維持する支援を行っている。

区内小中学校の総合学習「福祉体験」への協力や宿直員に社会福祉系の大学生を採用するなど、福祉の仕事に対する理解を深め、次世代の福祉を担う人材育成に貢献している。

## 指定管理者選定の審査結果（練馬区立大泉ケアハウス）

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
<b>5 効率的運営・効率化への取組</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 併設施設との連携	10点	8点
<b>9 利用者への対応（接遇を含む。）</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
<b>12 区民雇用の促進・区内事業者の活用</b> (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	4点
<b>13 区内事業者か否か</b> (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	5点
<b>14 事業等の提案</b> (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容	10点	8点
<b>合 計</b>	100点	81点